7 自部工業・業第 23 号
2025 年 6 月 17 日

会員企業代表者　各位

一般社団法人日本自動車部品工業会
会長　茅本　隆司

価格転嫁、取引適正化の推進・徹底に関するお願いと関連情報のご案内

平素は、日本自動車部品工業会(以下、部工会)の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の総会においてもご説明、お願いいたしましたが、経済産業大臣からの価格転嫁・取引適正化に関するご要請の内容につき、改めて会員企業の皆様にご連絡させていただきます。本件内容は、4 月に日本自動車工業会（自工会）と共に経済産業大臣と面談した際、直々に要請を受けた内容であり、真摯な取り組みが求められています。

【要請事項６項目】

1. **下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出制度」の活用**
2. **下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応**
3. **「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し（注）**
4. **サプライチェーンの先まで価格転嫁が可能となるような価格決定及び価格転嫁に係る周知啓発**
5. **自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善**
6. **「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費指針」という。）」の遵守徹底**

（注）経済産業大臣は、特に３．において、下請法の対象・対象外に関わらず、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商習慣の見直しにおいて、①「型取引の改善」②「手形等の早期支払化、現金払化」③「間接部門での発注の適正化」に言及されました。（次頁参照）

是非とも要請文※をご一読頂き、趣旨を踏まえ、貴社並びに貴社グループ企業の取引適正化の取り組みにご反映頂きますようお願い申し上げます。

（※上記 URL のクリックまたは右の QR コードを読み取りいただくと要請文が御覧になれます。）

なお、次ページ以降に、今後の取り組みにご活用いただけるよう、上記要請事項について会員企業の皆様にお願いしたい事項と共に、当会がこれまでご案内してきた情報を再度ご紹介しております。これら情報もご参照、ご活用頂ければ幸いです。

サプライチェーン全体の競争力の維持、強化の為、今後も引き続き適正取引実現に向けた取り組みをお願いいたします。

以上

【会員企業の皆様へのお願い事項】URL のクリックまたは QR コードを読み取りいただくと内容確認できます。

要請事項	会員企業へのお願い事項	部工会の提供事例・ツール等
1．下請法違反の自主点検と違反時の自発的申出制度の活用	・自主行動計画に沿った自社の取引適正化の取組みに関する自主点検 ・万が一、違反が発生した場合の「自発的申出制度」活用等の対応	《公正取引委員会ホームページ》 自発的申請制度：下請法違反行為の自発的申し出親事業者の取扱い ｜ 公取委
2．下請法改正の周知	・令和 8 年 1 月施行予定の下請法改正変化点の確認 ➡〈手形払等の禁止〉、〈従業員基準の追加〉、〈「下請」等用語の見直し〉等	《公正取引委員会ホームページ》 「下請法・下請中小企業振興法の一部改正する法律」成立 250516_下請法概要 1．pdf　250516_下請法概要 2．pdf
3．商習慣の見直し		
①型取引の改善	公取委の「よくある質問コーナー（下請法）」の Q. 46（型等の保管）改訂。型保管の対象等具体的記載内容の確認	《公正取引委員会ホームページ》 「よくある質問コーナー（下請法）」Q. 46（型等の保管）改訂掲載 よくある質問コーナー(下請法) 《改訂内容ポイントと新旧対比表（部工会作成）》 よくある質問コーナー(下請法)のポイントと新旧対比表 《当会ホームページ掲載》 型保管費の適正負担に向けた取組み手順
②手形等の支払早期化、現金払化対応	・公取は、令和 6 年 11 月よりサイト 60 日超の手形等が下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがある指導対象と公表 ➡当会サポート資料の確認と活用	《当会ホームページ掲載》 手形等の支払サイト 60 日以内化対応のサポート情報 ※2026（令和 8）年 1 月～下請法改定（手形払等の禁止）も参照ください ➡250516_下請法概要 2．pdf
③間接部門での発注の適正化	・調達部門以外の間接部門でも仕入先にコスト上昇等を踏まえた適正取引の意思の確認と徹底	《当会ホームページ掲載》 法律上留意点、判断に迷う想定取引事例と解説
4．SC の先まで価格決定・転嫁に係る周知啓発	・直接取引先の先まで価格転嫁を進める為に、経産省や OEM と連携した適正取引推進説明会への参加と貴社仕入先（会員以外）への展開	
5．自主行動計画の策定・遵守、商慣習の見直し、パ宣言の盛りこみ	・適正取引における重点課題をまとめた「自主行動計画」や実行性を高める「徹底プラン」を遵守し、各社の取引適正化の推進 ・パ宣言の実施は社会的信用が向上し、補助金の加点措置など優遇措置メリットがあるので、未宣言企業は宣言の検討	《当会ホームページ掲載》 自主行動計画 20250313. pdf　徹底プラン_20250313. pdf 《関連サイト・当会ホームページ掲載》 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト 【部工会会員企業の「パートナーシップ構築宣言」状況】
6．労務費指針の順守徹底	・政府から持続的な賃上げを目指す為、会員企業における「労務費の適切な転嫁の為の価格交渉に関する指針」の引き続いての順守	《関連サイト》 労務費の適切な転嫁の価格交渉に関する指針 ｜ 公取委